

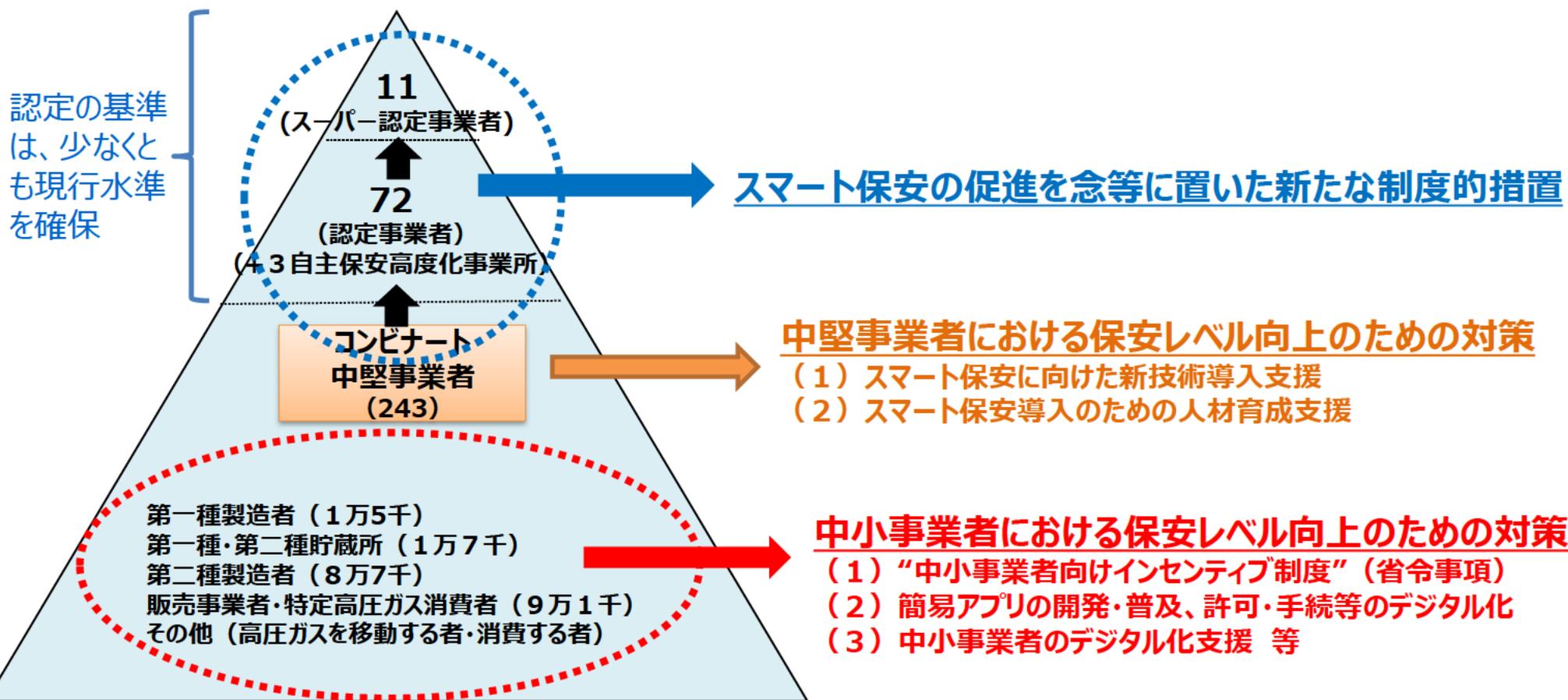
# 高圧ガス分野の中堅・中小事業者における 保安レベル向上について

2021年10月12日

経済産業省  
産業保安グループ<sup>o</sup>

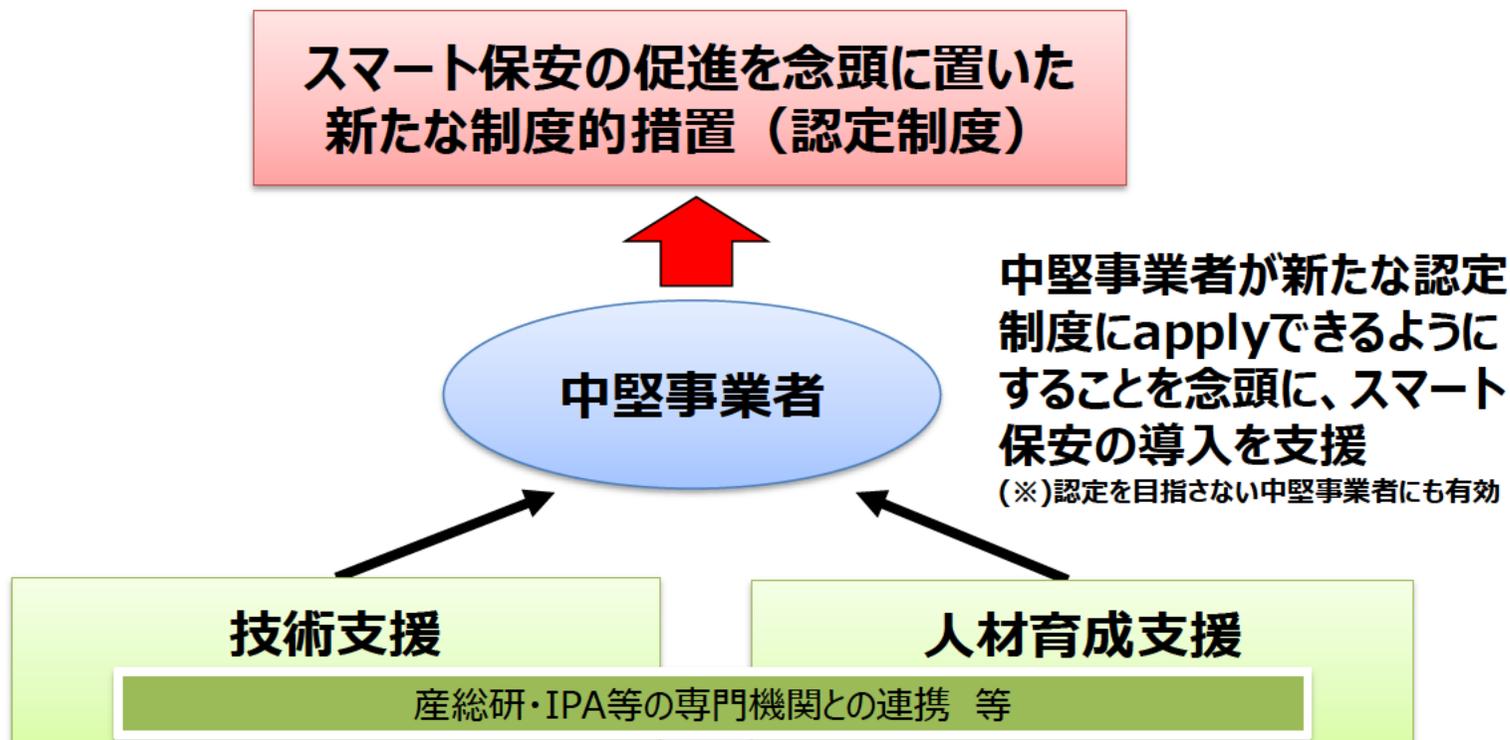
# 1. 高圧ガス分野における中堅・中小事業者

- 高圧ガス保安法の対象となる事業者には、第一種製造者（約1万5千）のほか、第二種製造者（約8万7千）、高圧ガスの貯蔵者、消費者等、多様な主体が存在する。
- 高圧ガス分野における保安レベルの向上には、事業者の能力に応じた切れ目のない制度措置等を用意しておくことが重要。



## 2. 高圧ガス分野の中堅事業者における保安レベル向上に向けた取り組み

- 意欲ある中堅事業者を対象に、スマート保安の促進を念頭に置いた新たな制度的措置の対象となる領域に保安レベルを押し上げ、保安レベルやテクノロジー活用における二極化が生じないように、技術支援や人材育成支援を通じ、中堅事業者の底上げを措置。



### ○スマート保安に向けた新技術導入支援

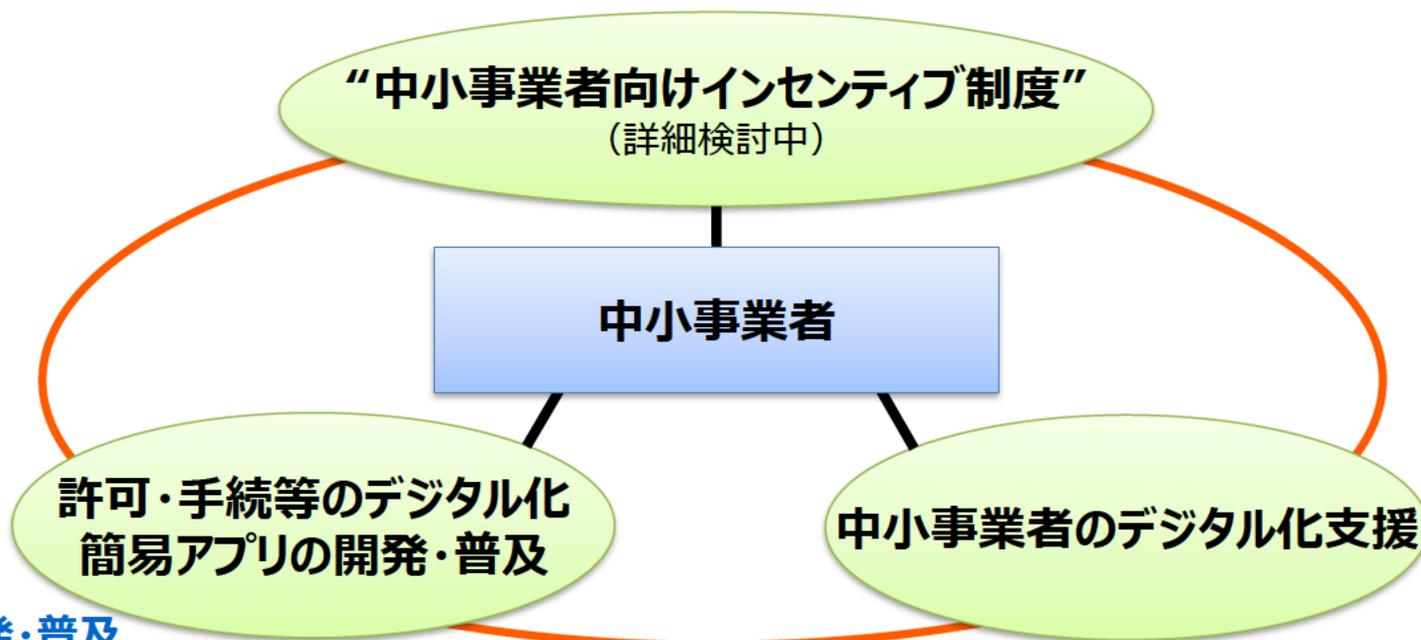
⇒ 保安力の維持・向上のため、保安業務における新技術の導入に向けたリスクの特定や新技術導入案を具体的に検討するためのコンサルティングによるサポート等の実施を検討。

### ○スマート保安導入のための人材育成支援

⇒ スマート保安を普及していくため、人材育成を重視し、委託事業としてAI・IoT人材育成事業のカリキュラムを作成。  
AI・IoTの基礎知識から、プラントでの活用事例などを紹介し、プラントでの導入を見据えた実践的な人材育成支援を行う。

### 3. 高圧ガス分野の中小事業者における保安レベル向上に向けた取り組み

- 広く高圧ガスの取扱者であって、小規模・零細事業者を含めた中小事業者においては、人的リソースが十分とはいえない中で保安業務を遂行しており、指定第三者機関による保安業務の代行（“中小事業者向けインセンティブ制度”（省令上の制度））によるインセンティブ措置や、省力化のためのデジタル技術の積極的な活用を通じ、保安レベル全体の向上を図る。



#### ○簡易アプリの開発・普及

⇒ 日常点検（※）などを対象に、検査内容等を簡易に入力・記録保存できるようなアプリを開発・普及させ、法令遵守や事故防止を普及。

（※）一般高圧ガス保安規則の例示基準において、製造・消費に関する日常点検の内容を掲示。

#### ○許可・手続等のデジタル化

⇒ 規制改革実施計画（令和3年6月閣議決定）を踏まえ、許可・手続等に関するオンライン化を実現し、手続コストを削減。

#### ○その他

⇒ 中小事業者を念頭にいた法制度の簡素化等

#### ○中小企業支援施策との連携

⇒ IT専門家による中小企業のデジタル化・IT活用のための支援。

（主な支援メニュー）

クラウド化、インフラ構築（IOTツール導入）、サイバーセキュリティ強化等の導入支援